

保育所等訪問支援

利用対象者

- ・保育所(園)、幼稚園、小学校等に在籍している18歳までの児童

費用

厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。世帯の収入に応じて利用者負担上限月額が設定され、利用料の1割と利用者負担上限月額のいずれか額の小さい方が利用者負担額となります。

ご利用までの流れ

対象

- ・保育所(園)、幼稚園、小学校等に在籍している18歳までの児童

面談・受給者証
申請

- ・おこさまの所属先との調整
- ・おこさまの様子やご希望を詳細にお聞きます
- ・受給者証の申請について、ご説明します
- ・おこさまの所属先へ保育所等訪問支援についてご説明等行います

契約・利用開始

- ・受給者証が交付された後、契約、利用開始となります。